

6 2020
June

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
	1 先勝 <small>個人住民税の特別徴収額の通知 外国人雇用状況届出書(4月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(4月分)</small>	2 友引	3 先負	4 仏滅	5 大安	6 赤口
7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅 <small>5月分の源泉所得税等の納付 特別徴収住民税の納期の特例分の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出(5月雇入分)</small>	11 大安	12 赤口	13 先勝
14 友引	15 先負	16 仏滅	17 大安	18 赤口	19 先勝	20 友引
21 大安	22 赤口	23 先勝	24 友引	25 先負	26 仏滅	27 大安
28 赤口	29 先勝	30 友引 <small>外国人雇用状況届出書(5月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(5月分)</small>			2020 7 日 月 火 水 木 金 土 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	

6 総務・経理のお仕事カレンダー 6月の税務と労務



税務

- 5月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→ 6月10日(水)まで
- 前年12月～当年5月分の特別徴収住民税の納期の特例分の納付 **Check!**
★10人未満の事業所は届出により前6か月分を6月10日と12月10日までに納付することができます。
→ 6月10日(水)まで
- 令和2年4月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税を除く)。
→ 決算応当日(月末決算では6月30日(火))まで
- 令和2年10月決算法人の中間申告(法人税・消費税など)
→ 決算応当日(月末決算では6月30日(火))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち7月・10月・1月決算法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では6月30日(火))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち3月・4月決算法人を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では6月30日(火))まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(5月雇入分)
→ 6月10日(水)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の5月雇入・離職分)
→ 6月30日(火)まで

- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(5月分)
→ 6月30日(火)まで

- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column パワーハラスメント防止措置の開始

労働施策総合推進法の改正により、令和2年6月1日から(中小事業主は令和4年4月1日から)パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となるため、これに伴う税務・労務上の注意点を説明します。

【税務上の注意点】

事業主の責務の一つに「他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと」があります。賃上投資促進税制の割増控除の要件に「教育訓練費一定以上増加」等がありますが、研修費用の全額が一概に教育訓練費とはならず、租税特別措置法等に規定する教育訓練費に該当するか否かの判定を行う必要があります。

【労務上の注意点】

パワーハラスメントの防止のために、事業主は以下の措置が法律で義務化されます。

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発(研修など)
- ②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応等

※詳しくは、厚生労働省ホームページ「2020年(令和2年)6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されます!」をご覧ください。



5分で読める! 税務基本のキ

公認会計士・税理士 溝端浩人 / 税理士 松本栄喜



「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」について 第1回 納税の猶予制度の特例

今回から税務の基本解説を離れて、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」のうち、企業に影響の大きい項目について、解説します。今回は、「納税の猶予制度の特例」です。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ないことにより多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なし**で1年間、国税の納付を猶予する特例が設けられます。なお、地方税についても同様の措置が設けられます。

● 対象となる方

以下①②のいずれも満たす方（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が**前年同期に比べて概ね20%以上減少**していること。
- ② **一時に納税を行うことが困難**であること。

(注) 「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応が行われます。

● 対象となる国税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等**ほぼすべての税目**（印紙で納めるもの等を除く）が対象となります。

これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

● 申請手続等

関係法令の施行から2か月後、又は、納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

注意点

- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料の提出が必要ですが、提出が難しい場合は口頭による説明も可能です。
- ・ 詳細については、決まり次第、順次、下記の財務省ホームページの情報が更新されます。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html